

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月から20年8月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間において、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張しているA事業所の状況及び勤務の経緯等に係る説明は具体性があり、これらは、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚による「勤務していたB市のC事業所が合併によりA事業所となり、B市のA事業所が地震で倒壊した後、D市のA事業所に継続して勤務した。」との証言と一致することから判断すると、申立人は、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名の被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は、生年月日、資格取得日及び標準報酬月額の記載は無く、資格喪失日の記載が、昭和20年8月28日から同年5月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に係る年金手帳番号と同一の被保険者番号に係る被保険者氏名、生年月日、資格取得日及び事業所記号番号の記載は無いが、当該被保険者番号の前後の番号であって、同時期に年金手帳番号が払い出されていることがうかがえる複数の者は、

オンライン記録によれば、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「焼失」と記載されており、社会保険事務所（当時）は、戦災により当該被保険者名簿については全て焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を鑑みるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当該被保険者名簿において、20 年 8 月 28 日から同年 5 月 1 日に訂正されており、このことについて年金事務所は不明であると回答しているが、空襲による工場喪失後、終戦まで E 事業所に間借りして操業していた A 事業所に引き続き勤務したとする申立人の記憶は具体的であり、商業登記簿謄本によれば、A 事業所と F 事業所（E 事業所に名称変更）は一部の役員が重任しているなど、関連する事業所であることがうかがえることから、申立人に係る資格喪失日は 20 年 8 月 28 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 4 月から 19 年 10 月 1 日までの期間については、申立人が記憶する同僚は A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿において氏名を確認できないほか、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とは連絡がとれないことから、当該期間に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を推認できる資料及び証言を得ることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和18年4月から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 3 日から 37 年 1 月 17 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一事業所であり、これを失念するとは考え難い上、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 37 年 10 月 2 日に支給決定されたこととなっているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は同年 3 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 17 日から同年 7 月 26 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和40年9月3日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間及び申立期間①と②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部は申立期間①の本社であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 7 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和41年3月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間及び申立期間②より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、申立期間②より後の未請求の被保険者期間は、申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 8 日から 35 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 12 日から 36 年 4 月 30 日まで
④ 昭和 36 年 5 月 8 日から 38 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 38 年 2 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年4か月後の昭和44年5月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間⑤より後の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、8回の被保険者期間のうち、支給日直近の3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、異なる被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①、②及び⑤と申立期間③と申立期間④はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 10 日から 48 年 2 月 21 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から間もなくして、共済組合に加入し、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に共済組合の組合員となっていることを踏まえ、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 4 名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は、資格喪失日から約 1 年 5 か月後に支給決定されている 1 名のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年3月31日まで

申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って9万2,000円に減額修正されていることを、年金事務所の職員から聞いた。申立期間の標準報酬月額を、実際に得ていた報酬に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成8年3月31日）以降の同年4月22日付けで、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の事業主及び複数の同僚についても、申立人と同様に平成8年4月22日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所の複数の役員及び同僚は、「申立人は、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」と述べている上、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理が行われた平成8年4月22日には、申立人は別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額に遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処

理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

静岡厚生年金 事案 1791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年8月30日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、A事業所の給料支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年3月末頃から会社の寮に住み込みで働いた。父親が病気になり、実家の農業を手伝うため同年8月末まで勤務し退職した。」と供述しているところ、この事実経過の説明は具体性があり、申立人が所持する写真、A事業所の社印及び経理担当者の印がある給料支払明細書において、昭和37年8月の厚生年金保険料の控除が確認できることから判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支

払明細書において確認できる給与総支給額から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっているため、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡国民年金 事案 1427

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、父親に勧められて20歳から国民年金に加入し保険料を納付していたが、平成3年4月に国民年金の制度が変わった時、市役所の窓口担当者^ににそれまで私が所持していた年金手帳を新しいものに交換されてしまった。

このため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、学生の国民年金への加入が強制となった平成3年4月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて国民年金加入手続を行ったと考えられる。このことから、同年同月に加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は申立期間当時、学生であったことから、申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる申立期間について、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿でも、申立人の新規資格取得日は平成3年4月1日とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無^くい上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無^く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1428 (事案 14 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 39 年 6 月まで
私の申立期間に係る国民年金保険料が未納とのことで、前政権時に再三訴えてきたが、未納とされてきた。政権が変わった後に、年金記録のお知らせが届いたので改めて申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないことから、納付状況等が不明であり、また、申立人以外の兄弟等について、父親が保険料を納付していたという事情等も無いことから、保険料納付を推認できる周辺事情は見当たらないこと、ii) 申立人の妻については、申立期間の保険料が納付済みとなっているが、昭和 37 年 10 月に結婚してからはしばらくは夫婦別々に納付していたと述べていることから、申立人の保険料納付との関連性は乏しいと言わざるを得ないこと、iii) 保険料を納付したとする市役所支所で勤務していた同市の元職員によると、申立期間当時、支所では国民年金に係る事務を取り扱っていなかったとの証言があることなどから、保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、政権が交代した後に日本年金機構から「年金記録のお知らせ」が届いたことに伴い、前回と申立内容に特段の変更は無いが、改めて申立てを行ったとしているところ、申立人は、今回の申立てに当たって新たな資料や情報を提供しておらず、申立人から改めて申立期間に係る保険料の納付などについて聴取を行ったが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私が短期大学を卒業した翌月の昭和 58 年 4 月に、父が私の国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。その時、市役所から 20 歳からは学生でも国民年金保険料の納付が可能で、その方が良いとの説明を受け、私の短期大学在学期間中の保険料を父がまとめて納付したので、その期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短期大学を卒業した翌月の昭和 58 年 4 月に、その父が、申立人の国民年金と国民健康保険の加入手続を行うと同時に、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況及び申立人の国民健康保険被保険者資格取得に係る届出日（昭和 59 年 1 月 31 日）から、申立人の国民年金加入手続は 59 年 1 月頃初めて行われたものと推認できる。

また、申立人の保険料を納付したとするその父は、申立期間の保険料を市役所窓口で納付したとしているが、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和 59 年 1 月の時点で申立期間は過年度となり、過年度保険料は、現年度保険料のみ扱っていた市役所に納付することはできなかつた上、申立期間に係る保険料の納付金額及び遡って保険料を納付した期間についての記憶も無いとしていることから、申立期間について保険料を納付したものと推認することは困難である。

さらに、申立人の所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日として 20 歳到達日が記載されているものの、申立期間当時学生であった申立人の申立期間に係る国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象

となる期間について、遡って被保険者資格を取得することはできない上、オンライン記録上も、申立人の新規資格取得日は、申立人が短期大学を卒業し国民年金への加入が強制となった昭和 58 年 4 月 1 日とされており、同取得日を申立人の 20 歳到達時から同年同月同日に訂正したこともうかがえないことから、社会保険事務所（当時）では、当初から申立期間を未加入期間として扱っていたものとみられ、未加入期間とされていた申立期間について過年度納付のための納付書が発行されることも無かったと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月頃に市から通知を受け取り、国民年金の加入手続を行うために市役所に行くと、それまで納付していなかった期間の保険料を遡って納めるように言われ、その後、それまで納付していなかった期間分は分割して納付し、申立期間の保険料については、母親と一緒に町内会の集金で納めていたはずである。一緒に納めた母親の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月頃、市役所から通知を受けて国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった申立期間よりも前の期間に係る国民年金保険料は分割して納付し、申立期間の保険料については、申立人の母親が町内会の集金で納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 10 月頃に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。また、申立人の国民年金手帳記号番号に基づく被保険者資格は 54 年 5 月 1 日付けで一旦喪失となり、その後、60 年 7 月に当該被保険者資格の喪失が取り消されたことが、オンライン記録及び申立人が居住する市の被保険者名簿から確認できる。このため、被保険者資格を喪失した 54 年 5 月以降、被保険者資格の喪失が取り消され再び被保険者とされた 60 年 7 月までの間、申立人は国民年金には未加入として扱われていたことになり、申立期間当時、申立人に対して保険料の請求が行われることは無かったと考えられる。

さらに、市の被保険者名簿から、i) 申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料が、上記資格喪失の取消しが行われた同年 7 月から 61 年 4 月にかけて分割して過年度納付されていることが確認できること、ii) 昭和 60 年度の保険料は当該年度中に納付されたことが確認できること、iii) 申

立人の母親は、申立人が昭和 61 年 5 月に結婚する間際まで保険料を遡って納めていたことを覚えているとしていることから、申立人は、この過年度納付及び昭和 60 年度以降の保険料納付を、申立期間当時のこととして混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1431

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月

私は、平成7年頃に申立期間を含む4年12月から5年9月までの国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、市役所内の金融機関で納付書に現金を添え全期間の保険料をまとめて納付した。その際、市役所職員に未納期間が解消されたことを確認してもらった。

送付されてきた未納期間の保険料全てを納付したと記憶しているので、申立期間の保険料のみ納付しないことは無い。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成4年12月から5年9月までの期間の国民年金保険料を市役所内の金融機関で一括納付したとしているところ、同期間に係る被保険者資格の得喪（平成4年12月9日取得、5年10月1日喪失）は、7年1月25日に追加処理されたものであり、この処理に伴う過年度納付書が同年2月1日に作成されていること、及び同納付書作成時点で時効前であった5年1月から同年9月までの保険料が過年度納付されたことがオンライン記録から確認できる。これらのことから、同納付書作成時点で申立期間は既に時効のため同納付書により保険料を納付することが可能な期間として含まれていなかったとみられ、申立人が主張するように申立期間後の期間分と一括で申立期間の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月、同年 5 月及び同年 9 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間当時学生であったが、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、昭和 62 年 4 月に就職するまでの間、保険料を納付していたと記憶しているため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達当時学生であり、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人が就職するまでの間、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人が所持する年金手帳には、申立人が昭和 61 年 6 月 19 日に国民年金に任意加入し、同年 9 月 28 日付けで被保険者資格を喪失したことが記載されており、申立期間①及び②のいずれの期間においても、申立人が被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は未加入期間とされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 61 年 6 月に国民年金に任意加入したことに伴い払い出されたものであり、これより前に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の母親はこの頃初めて申立人の加入手続きを行ったものとみられるが、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる申立期間①について遡って被保険者資格を取得することはできず、同期間に係る保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立期間②の直前の昭和 61 年 8 月分の保険料は、63 年 10 月に遡って納付されたことが確認できることから、申立人の母親が、申立期間②について、その当時、継続して保険料を納付していたこともうかがえない。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間①及び②はいずれも未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から46年3月まで

私は、20歳になった時、父が私の国民年金の加入手続を行ったと両親から何回も聞かされた。申立期間当時、私は仕事で全国を回っていたため自宅にいないことが多かったが、家には仕送りをしていたことから、父が私の保険料を納付してくれたはずである。「ねんきん特別便」が届くまでは、20歳からの保険料が全て納付済みになっていると思っていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父及び当時の状況を知っていたとみられる申立人の母は、いずれも既に他界している上、申立人自身も両親から当時の保険料の納付について聞かされていないとしていることから、申立期間当時の状況は不明であり、申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月27日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃行われた加入手続により、同年4月1日付けで被保険者資格を取得したと推認される。このため、上記の加入手続が行われるまで申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の父が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる（申立人の新規資格取得日は、平成20年10月14日付けで、申立人の申出に基づき、申立人の20歳到達時に記録訂正されており、同記録訂正以後、申立期間は国民年金の加入期間とされている。）。

さらに、町の被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、上記の記録訂正前のオンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月頃から同年7月頃まで
② 昭和49年8月頃から50年4月頃まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書は無いが、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人による当時の勤務状況や事業所に係る説明により、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所名簿において、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、申立期間中の給与を支払っていたと申立人が記憶する者及び申立人が記憶する当時の同僚について、該当するとみられる者は、既に死亡しており、申立人のA事業所での勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、当該期間を含む昭和48年度及び49年度の国民年金保険料はいずれも前納されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人による当時の勤務状況や事業所に係る説明により、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所は廃業しており、申立人が記憶する申立期間②当時の社長及び役員は、オンライン記録から既に死亡していることが確認できる上、申立期間

②当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の当該事業所での勤務状況、厚生年金保険の適用及び保険料控除についての資料及び証言を得ることはできなかった。

また、国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間②において国民年金に加入し、当該期間を含む昭和 49 年度及び 50 年度の国民年金保険料はいずれも前納されていることが確認できる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 49 年 6 月 20 日から最後の資格取得日となる同年 10 月 28 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1793

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 1 日から 10 年 6 月 30 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務し、請負先であるB事業所のC業務に従事していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び元事業主の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の元事業主は、「採用時に厚生年金保険の加入について確認し、希望しない者は加入手続をしなかった。厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、申立人がA事業所のD営業所の所長として氏名を挙げた者も、オンライン記録において当該事業所の厚生年金保険被保険者として氏名は見当たらず、当該事業所は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

加えて、A事業所に係るオンライン記録において、当該事業所の新規適用年月日である平成2年5月1日から15年11月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1794 (事案 227 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月20日から31年12月まで

申立期間について、A社に勤務していたことは確かであるので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行ったが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとの通知を受けた。

再申立てにあたって、新たな資料等はないが、申立期間にA社に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険の加入記録が昭和27年9月のみとなっているのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無いこと、ii) A社のB市内の適用事業所であるA社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年7月1日取得から全喪前の最終の被保険者である31年4月20日取得までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は27年9月1日取得、同年9月20日喪失の記録以外に見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められないこと、iii) 申立期間当時の申立人の同僚から、「当時は個人の下請けとして3、4年勤務した人がいた。」との証言を得たこと、iv) A社から名称変更したD社に申立期間の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることができなかったことから、既に、平成20年11月28日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る再申立てに際して、申立人から新たに提出された関連資料及び

周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 20 日から同年 12 月末頃まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所の給料明細に厚生年金保険料の控除があったことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、申立人は、勤務期間は特定できないもののA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の事業主は、「申立期間当時、事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録では、A事業所は、昭和 63 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が同僚として挙げた者も、A事業所に係る申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1796

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 25 日から 34 年 11 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の元同僚は、いずれも会社を通じて脱退手当金を受領したと証言しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 3 日から 38 年 9 月 16 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 2 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚は、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、手続をしてもらった。」と証言しており、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 25 日から 38 年 3 月 21 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 38 年 7 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年5月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から11日後の昭和23年5月12日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和23年5月12日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 26 日から 22 年 5 月 15 日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 22 年 7 月 18 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 22 年 7 月 18 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、43 年 10 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 2 月まで

年金事務所に厚生年金保険の年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、「昭和 38 年の後半から 40 年代の前半に作られたと思われる社会保険に加入していた従業員名簿台帳に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、申立人は、「申立事業所の給与は、当月の契約金額（営業実績）が、翌月の給与に反映するようになっていたので、歩合給が含まれていた。」と述べているところ、A事業所は、「営業の職種は多岐に分かれている中で、申立人は、委任契約販売員であったと考える。委任契約販売員は、営業実績により固定給及び歩合給が変動する出来高制の報酬であり、全ての社会保険に未加入であった。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 10 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。